

第75回全国株懇連合会定時会員総会第2分科会審議事項

株主総会におけるイレギュラー事態への実務対応

～準備期から終了後にいたるまで～

大阪株式懇談会

内容

はじめに（提案の趣旨）	2
I 準備期	4
1. 法定書類の作成	4
【新型コロナウイルス感染症への対応 招集通知の記載等】	14
【新型コロナウイルス感染症への対応 承認特則規定との関係】	16
【新型コロナウイルス感染症への対応 分配特則規定との関係①】	23
【新型コロナウイルス感染症への対応 分配特則規定との関係②】	25
【新型コロナウイルス感染症への対応 定時株主総会の延期等との関係】	26
【新型コロナウイルス感染症への対応 株主名簿等の閲覧請求等との関係】	36
【新型コロナウイルス感染症への対応 機関投資家への議案説明との関係】	41
2. 招集通知の発送	42
3. 議決権行使（事前行使）	43
II 総会当日	48
1. 受付	48
【新型コロナウイルス感染症への対応 入場制限】	48
【新型コロナウイルス感染症への対応 お土産の提供】	51
2. 会場	55
【新型コロナウイルス感染症への対応 会場および開始時刻の変更】	61
【新型コロナウイルス感染症への対応 感染拡大防止措置等】	67
3. 議事運営	74
【新型コロナウイルス感染症への対応 議事運営上の工夫】	86
【新型コロナウイルス感染症への対応 有価証券報告書の提出時期】	92
4. 質疑応答時	92
【新型コロナウイルス感染症への対応 質疑応答の打ち切り】	93
5. 採決	104
6. その他	106
【新型コロナウイルス感染症への対応 延会、継続会の開催】	107
III 株主総会終了後	111
1. 株主総会議事録作成	111
2. 変更登記	112
【新型コロナウイルス感染症への対応 延期開催、継続会と変更登記】	115
3. 臨時報告書作成	115
IV その他	119
1. 監査役に欠員が生じた場合の対応	119
2. いわゆる「アクティビスト系株主」への対応	120
【参考文献】	123

はじめに（提案の趣旨）

株主総会に係る実務をめぐる状況は、コーポレートガバナンス・コードの施行や、株主との対話を求める社会的な趨勢の影響を受け、ここ数年で大きく変化してきた。

加えて、株主総会資料の電子提供制度が近い将来始まるほか、バーチャル株主総会については現実に実施する会社も見られ、従来にはなかった新しい試みを検討しなくてはならない場面に遭遇することもあるだろう。

また、株主総会は、準備期間から終了後までの各段階において、手続や書類作成を適法に進めるとともに、会社の方針や経営陣の意向を反映しつつ、円滑に運営することが求められる。実務の基本動作の部分については、多くの書籍・資料を参考にしたり、法律専門家や証券代行機関等から指導を受けたりしながら、これまでどおりの実務対応を適法に継続することは当然に求められる。

一方で、2018年には直前の天災の影響で株主総会の会場を変更した事例、2019年には外交行事開催の影響で株主総会の会場または日程を変更した事例があり、2020年には多くの会社が新型コロナウイルス感染症対策に配慮した総会運営を余儀なくされた。これらは会社の外部の要因によって、対応を余儀なくされた事例だが、それら以外にも、株主総会の実務担当者の立場では、想定できなかった事態、すなわちイレギュラー事態の発生により、各種の調整や対応を求められる場面は往々にして存在する。

類似した事例を経験しているならば、その経験を基に対応できるかも知れないが、そうでなければ、いたずらに情報を求めて手探りする状況にもなりかねない。

実務担当者の人的リソースの面においても、人事ローテーションの短期化により経験知が蓄積しにくい場合や、業務範囲が広範にわたり情報収集・知識の習得のための人的・時間的余裕がない場合も多いと思われ、その結果、それらのイレギュラー事態への対応に手をとられてしまい、本来マンパワーを振り向けるべき株主との対話や新しい試みへの対応が不十分になることが懸念される。

よって、本提案書は、個々の実務担当者または各株懇・株研の会員会社にイレギュラー事態への経験知がなかったとしても、原理原則に立ち返りながら、同事態への適法な実務対応を提示することで、実務担当者の負荷を軽減し、不安を解消することを図り、ひいては株主総会の実務を円滑にすることを目的とするものである。

本提案書の活用により、少しでも多くのマンパワーが、株主との対話や新しい試みに振り向けられ、各社にとって、より実のある株主総会となるよう願ってやまない。